

## 商事判例研究

九州大学産業法研究会

西山, 芳喜

<https://doi.org/10.15017/1745>

---

出版情報 : 法政研究. 44 (3), pp.116-122, 1978-01-28. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

法律上規定することも考えるべきであろう。

食品衛生法の法理の今後の展開において、本件判決の有する意義は、すこぶる大きいものがある。

- (1) 食品衛生法施行に関する件（昭和二三年八月五日、各都道府県知事宛厚生次官通知）第三。(二)によれば、法第四条第四号の「その他の事由により」とは、例えば有効成分の抽出の如き場合であって、この規定の発動はこれにより人の健康を害う虞れのある場合に限ることとは勿論である（傍点近藤）という運用方針が示されている。

(2) 食品衛生法施行に関する件（前註参照）第三(三)。

(3) 中尾昌也「A、F<sub>2</sub>使用禁止をめぐる問題点」ジュリスト五七三号八七頁。

(4) 今村成和「財産権の保障」（損失補償制度の研究、昭和四三年・有斐閣所収）二〇頁。

(5) 安全性審査のための毒性試験を、急性毒性、慢性毒性、発がん性に限り行なうか、催奇形性等をも加えるべきかも問題となりうるであろう。

（昭和五二年十一月）

## 商事判例研究

### 九州大学産業法研究会

紛争を有利に解決することを目的として株式を取得しても公序良俗に反するものでないとした事例

大阪高裁昭和五〇年十二月三日判決（昭和四九年（ネ）第一三九五号株式金融・商事判例五〇一四六頁）

〔事実〕 Y株式会社（第一審被告、控訴人）とX（第一審原告、被控訴人）との間には、Y会社所有の店舗をめぐって幾多の紛争事件があり、XがY会社の代表者に対し暴力沙汰に及び刑事訴追を受けるまでに至ったほどである。このような紛争関係のもとにおいて、Xは、不正を働きY会社を退職させられた元取締役訴外Aを使い、小口株主の整理などと偽って株式の譲渡を受けさせたのち、その株式を取得し、Y会社にその名義書換を請求した。これに対して、Y会社は、当時（昭和四一年商法改正前）の定款規定にもとづいてその名義書換を拒絶した。

すなわち、Y会社の定款には、株主の権利の取得原因に不正または虚偽があると認められる場合、あるいは株式の譲受人と会社との間に競業等の関係があつて著しく会社および株主に対し不当な損害を与えるものと認められる場合、会社はその名義書

換を拒否できる旨の規定があった。

そこで、Xは名義書換を請求する訴訟を提起し、第一審判決（大阪地裁）では勝訴した。これに対して、Y会社は控訴し、次のように主張した。すなわち、(1) XがY会社のような本来株式の公開に不適当な特殊な会社の株式を異常な方法と価格で譲り受けた目的は、もっぱら、Y会社に嫌がらせをし、Y会社の正当な権利行使を妨害することであって、本件株式の取得がY会社を害する意図に出たことは明白である。したがって、Xの本件株式の取得は公序良俗に反し無効である。(2) Xの本件株式の取得原因には不正や虚偽があり、また、XがY会社および株主に不当な損害を与えていたことが顕著であることから、仮にXの本件株式の取得自体がその当時適法なものであったとしても、Y会社としては、そのような者からの名義書換請求を会社の自衛上拒否することは当然の条理として認められるべきである。したがって、当時のY会社の定款規定は有効である。

#### 〔判旨〕 控訴棄却

(1) 「一般に、法律行為の動機の反社会性は、動機が表示されて行為の内容とされた場合にのみ、行為の効力を左右するものであり、とくに株式のように非個人的で流通性の強い権利については、取引安全の見地からも、取得の目的や取得者の個性が取得行為の効力に影響することは、容易には認めがたいところである。」しかも、「従前会社と紛争を続け敵対関係にあった者が、株主としての権利行使により、会社の経営ないしは業務執

行に影響を及ぼし、ひいては紛争を有利に解決することを目的として、株式を取得することも、会社の経営支配を目的とする株式取得等と同様、それ自体は合法的な経済活動の域を出るものではなく、一般社会の倫理観念に反する不法な目的によるものと評価しえないのであって、この点については、株式譲渡の自由を保障する法制のもとにおけるかぎり、会社の特殊性を考慮する余地もないのである。」そして、「会社の正常な運営を妨害する等の所為に出る場合には、その個別的行為を抑止すれば足り、その恐れのあることを理由に株主資格の取得自体を否定する必要はないのである。なお、株式取得にあたって不正または虚偽の手段を弄した事実があっても、それはまず譲渡の当事者間において解決されるべきことであり、会社において直ちに取得行為の無効を主張しうることにはならない。」したがって、Xは本件株式を有効に取得したものである。

(2) 「株主名簿書換請求権は、株式取得の実体に応ずる形式を作出するために認められる権利であるから、実質たる株式取得の効力を否定することができない以上、会社が名義書換請求を拒否することも許されないことは当然である。」したがって、Y会社主張の定款規定は、株式取得行為自体の効力を否認しうることを前提とするものと解するほかはなく、昭和四一年改正前の商法二〇四条が株式譲渡の絶対的自由を保障した趣旨に反し無効である。

〔研究〕判旨の結論には賛成であるが、その理由づけには疑問



てしてもその動機を知りえなかつた事情があることから(川島・民  
三二) 頁三) その動機が不法なものであるかどうかを判断する必要は  
ないことになろう。

すなわち、本件では、株式取得者たるXはY会社の元取締役  
訴外Aを使い、株式の譲渡を受けさせているという事情があり  
法形式上、株式譲渡の直接当事者はXではないし、また、Aは  
従前の肩書を濫用し、小口株主の整理などと偽っていることか  
ら、株式譲渡人の側では、Xの取得動機を知りえず、XがAを  
使って行なつた欺罔行為により株式を譲渡したものである。

したがって、本件では、株式取得者の「動機の不法」の問題  
としてではなく、株式譲渡人の「詐欺による意思表示」の問題  
として判断されるべきであろう。もっとも、一般的な問題とし  
て、株式取得の動機が表示された場合、その動機が不法なもの  
であるかどうかの判定基準が問題となり、しかも、その判定基  
準は、株式譲渡人の側で社会通念上、客観的に不法であると認  
めうるものでなければならぬであろう。したがって、その動  
機が、例えば、「紛争を有利に解決するため」と表示されたとし  
ても直ちに不法と判断できず、他方、「会社に対し恐喝、脅  
迫をするため」と表示されれば不法と判断しうることになるで  
あろう。

前述のように、本件では、株式取得者の動機の不法の問題で  
はなく、株式譲渡人の詐欺による譲渡の問題について検討され  
なければならぬ。すなわち、本件では、訴外Aの欺罔行為に

より譲渡人は会社側からの売渡請求と誤認し、株式譲渡に応じ  
たものであり、譲渡人の譲渡行為は詐欺による意思表示と言え  
る。したがって、譲渡人は、その譲渡行為を取消することができ  
る(民法九六  
条一項)。しかも、本件株式の取得者たるXは、善意の第三  
者ではないことから、その取消をもって対抗することができる  
(民法九六  
条一項)。しかし、その譲渡行為の意思表示は、詐欺を受けた  
者(譲渡人)が取消してはじめて効力がなくなる(民法二二〇条、  
条三項)。それゆえ、会社は、本件株式の譲渡人に代わり、当該取引を  
取消し、その無効を主張することができないことになろう。

ところで、本件取引における詐欺は、訴外Aの欺罔行為によ  
り譲渡人が錯誤に陥つたために生じたものであるが、その錯誤  
は単に動機の錯誤にとどまるものであろうか。すなわち、譲渡  
人の錯誤は、Y会社の元取締役たる訴外Aの「小口株式の整理  
のため」という口実を信じたことによるため、その譲渡行為の  
動機は表示されており、相手方もこれを知っていることから法  
律行為の内容の錯誤となる(我妻・前掲  
二九七頁)。しかも、本件会社によ  
うな小規模閉鎖株式会社にあつては、その株主は株式譲渡につき  
慎重であり、会社との相談などがなされるのが通例であること  
から、その錯誤は法律行為の内容の重要な部分に生じたものと  
いえる(我妻・前掲  
三〇〇頁以下)。したがって、その錯誤は法律行為の要素の  
錯誤となり(民法九五  
条)、また、表意者にAがY会社の取締役でな  
かつたことについて重大な過失があるともいえないことから(民  
九五条、  
但書)、本件取引は無効となると解しうる。

しかし、その無効を第三者たる会社が主張できるかどうかについては疑問がある。すなわち、多数説(機代・(判批)民商六(四卷三三三頁など))・判例(最判昭和四〇・九・一〇民集一九卷六号一五二頁)は、錯誤による意思表示の無効を「相対的無効」(川井・注釈民(法)三二七頁)ないし「取消的無効」(機代・民法総(則)二七六頁)と解し、表意者およびその承継人以外の第三者による無効の主張を原則として許していない。ただ例外的に、取消権に関する債権者代位の要件をみたしているのに準じた状況にある場合にのみ、その第三者が独自の立場で錯誤による無効を主張しうる場合がありうる(機代・前掲民商六(四卷三三三頁))とされている。

したがって、表意者たる株式譲渡人が無効を主張しない限り、会社はその無効を主張しえないことになる。

それゆえ、本件におけるXの株式取得は有効なものと判断されることになろう。なお、本件判旨が、本件株式取得の効力をその動機の不法により判断した点は不都合なことであるが、本件株式取得の動機が不法なものではないという判断は妥当なものであろう。

三 本件では、Y会社は、株式取得者たるXの名義書換請求に対し、当時の定款規定にもとづき拒否している。そこで、Xの名義書換請求の可否につき、まず株式取得者の名義書換請求権の法的性質を、ついで前述の定款規定の効力を、最後に会社の調査権の範囲を検討することにより、その判断を下す必要がある。

株式を取得して株主となった者は、いつでも名義書換を請求

できることから、名義書換は株主の権利であって義務ではない。したがって、名義書換請求権の「権利性」ということは重要な問題ではないが、名義書換がないかぎり株主権を行使できないのであるから、株主権の「内容をなし」、「権利」として保護されなければならない(竹内「株式の名義書換」(続判例展望)一六一頁)。

なお、名義書換請求権の取得につき、多数説(大隅・前掲九三頁)・判例(東京地判昭和二三・七・九)が株式譲渡により譲渡人から譲受人に移転すると解するのに対し、株式取得により取得者に原始的に発生すると解する立場(東京控判昭和一一・七・二四評論三〇卷民訴三三三頁、松田・株式会社法の理論二四一頁)もあるが、議論の実益は乏しい。

それゆえ、有効に株式(株主権)を取得した者、換言すれば、会社はその株式取得の無効を主張できない者は、名義書換請求権を有することになる。本件判旨が、「名義書換請求権は、株式取得の実体に応ずる形式を作出するために認められる権利であるから、実質たる株式取得の効力を否定することができない以上、会社が名義書換を拒否することも許されない」と判断した点は正当であろう。

本件において、Xは、本件株式の譲渡人によってその譲渡行為が取消され、あるいは錯誤による無効を主張されないかぎり、法が定める譲渡方法に従い株券を交付され、有効に株式を取得した者となることから、当然にその名義書換請求権を有することになろう。

なお、仮に、本件株式の譲渡人が無効を主張したとしても、

Y会社は、Xの無権利について主張・立証責任を負うと同時に、後述するように、会社の調査権の範囲との関連により、Xの請求した時点において、直ちにその無権利を証明できなければ、その名義書換を拒絶することはできないことになる。

また、Xの名義書換後に、本件株式の譲渡人が無効を主張したとしても、Y会社は、その者が会社に対して名義書換（X名義の削除）を適法に請求しないかぎり、勝手に書き換えることはできないことになる。

次に、本件におけるY会社の定款の効力について検討する。昭和四一年商法改正前におけるY会社の当該定款規定は、株式の取得原因に不正または虚偽がある者および会社と競業関係にある者からの名義書換請求を拒否しうる旨を定めている。この規定は、その文言上、株主の名義書換請求権の制限およびその前提としての会社の調査権を定めたものといえる。会社が定款により請求者の実質的権利を自由に調査する権利を取得することとは、株主の保護に欠けるとともに、株式を有価証券として流通させようとする法の趣旨に反し容認することはできない。また、前述のように、名義書換請求権は株主権の一内容をなすものである以上、株式譲渡を有効なものと認めながら請求権を制限することは、株主権の制限であるとともに請求権の不当な剝奪であるといえる（大開「定款による株式譲渡の制限」）。

従来の判例（大判昭和九・二・二八法）（学三卷九号一〇七〇頁）では、売買その他譲渡による名義書換の請求は取締役の過半数の決議によって拒絶しうる旨の

定款規定は、定款による株式の譲渡制限を定めたものと解するとされてきた。

したがって、株式譲渡の絶対的自由の原則を定めていた昭和四一年商法改正前においては、本件における当該定款規定は当然に無効と解さなければならぬであろう。

なお、現行法の下においても、名義書換について取締役会の承認を要すると定款で定めた場合には、それは商法二〇四条一項但書に定める譲渡制限とはならないばかりでなく、株主の固有権たる名義書換請求権の法律上の根拠のない制限として無効であると解されている（大塚・注釈会社法⑨六九頁、昭和四二年二月三日付民事申七頁）。なお、反対説としては、龍田「譲渡制限株」の譲渡」法学論叢九四卷三・四号九六頁がある。

最後に、本件では、Y会社は当該定款規定にもつきXの名義書換を拒否したのであるが、一般に、名義書換請求者の権利につきどの程度の調査権が会社にあるかについて検討する。すなわち、本件のように、請求者の株式取得の効力につき疑問がある場合における会社の対応の仕方に関する問題である。

会社は名義書換請求者の実質的権利について調査すべき義務（実質的調査義務）はない、とするのが通説・判例（大判昭和三・八・頁）であるが、実質的調査権については学説の対立がみられる。とくに、「請求者の実質的権利については疑うに足りる相当な事由があるとき、会社はその調査をなすにつき、必要かつ合理的な期間、その名義の書換を拒否することができるか」という問題が重要である。

肯定説(大隅・前掲講座)は、株券上の法律関係が会社とその構成員との間の継続的関係であることから、真の株主の保護を主張し、また、否定説(石井・会社法上巻二〇二頁)は、株券の占有に資格授与的効力を認める法の趣旨から反対している。

この場合、仮に名義書換を認めたとしても、真の権利者は自己の権利を失うわけではなく、また、実質的調査権を手形ではなく株式の名義書換に認めることは、会社による濫用の危険性が高いことから、認めるべきではないであろう(竹内・前掲裁判例展覧一六二頁)。

ただ、会社は、無権利者からの名義書換請求に対し、悪意または重過失によりこれに応じた場合に免責されないことから、その悪意・重過失の意義を明確にしておかなければならない。

ここでいう「悪意」は、名義書換の請求者が無権利者であることを単に知っているということではなく、それを証明して拒絶できるにもかかわらず故意に拒絶しないことを意味するが(松岡・注釈会社法一五〇頁)、より具体的には、その無権利の証明は調査を必要としない程度に明白な証拠を保持していることも必要であろうし、「重過失」もまたこれに準じて構成される必要がある。

したがって、会社は、「請求者の実質的権利について疑念に足りる相当な事由」があるときといえども、請求者が無権利者であることの確実な立証手段をその請求時に所持していないかぎり、書換に応じても免責されることになる。具体的には、株券の盗難届や紛失届が会社に提出されている場合はもちろん、その株券について公示催告の申立がなされている場合であ

っても、会社が名義書換を拒否すべきでないことは通説・判例(最判昭和二九・二・一九)である。(民集八巻二五三頁)

ところで、本件の先例として評価されている東京地裁昭和三七年五月三十一日判決(下民集一三巻五)では、いわゆる総会屋からの名義書換請求に対し、その請求は権利の濫用であると会社が主張している。右判決も、その結論は本件判旨と同一であるが、会社の主張を支持する見解(藤井・判批証券・商品取引判例百選一四三頁、野間「総会屋の株式譲受と名義書換請求」中村先生古稀記念・民事訴訟の法理七六一頁)もある。

しかし、前述のように、有効に株式を取得した者の名義書換請求権は、株主権の一内容であり、それ自体が「権利」として分離されることもなく、また、名義書換の義務というものも存在しない以上、その濫用という概念を認めることはできないのではないだろうか。

ただ、株主名簿上の株主となった後における株主権そのものの濫用は認められる余地がある。(龍田「株主総会における議決権ないし多数の濫用」末川記念・権利の濫用(中)一  
二六頁。いわゆる東洋電機カラテレビ事件に関する最。判昭和四四・一〇・一六刑集二三巻一〇号一三五九頁)

以上述べたことを総合すると、Xの本件株式の取得は、その譲渡人が無効を主張しなかった以上有効なものであり、また、Y会社においても、当時の定款規定が無効であるばかりでなくXの実質的権利を調査することも許されないことから、Y会社はXの名義書換請求を拒否できないという結論が生じる。

(西山芳喜)